

## 普通預金

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ご利用いただける方                        | 個人および法人のお客さま  |
| 期間                               | 定めはございません。  |
| 預入 (1)預入方法<br>(2)預入金額<br>(3)預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時お預け入れいただけます。</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>   |
| 払戻方法                             | 随時払い戻しいたします。  |
| 利息 (1)適用金利<br>(2)利払方法<br>(3)計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の店頭表示の利率を適用いたします。</li> <li>・年2回、3月・9月の当金庫所定の日に元金に組み入れます（ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします）。</li> <li>・毎日の最終残高100円以上について、付利単位を100円、1年を365日とする日割り計算を行います。</li> </ul>  |
| 税金                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）<br/>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。</li> <li>※マル優ご利用の場合、税金はかかりません。</li> <li>・法人のお客さま：総合課税</li> </ul>  |
| 手数料                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳およびキャッシュカードの再発行には、所定の手数料をいただきます。</li> <li>・キャッシュカードによる払い戻しに等にあたっては、当金庫およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料をいただく場合があります。</li> </ul>  |
| 付加できる特約事項                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さまの場合、マル優のお取り扱いができます。</li> <li>・個人のお客さま（未成年者を除きます）の場合、「総合口座」のお取り扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります）。</li> <li>・公共料金の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。</li> </ul>  |
| 中途解約の取扱い                         | —   |
| 金利情報の入手方法                        | 窓口、当金庫ホームページでご確認ください。   |
| 苦情処理措置<br>・紛争解決措置                | <p><b>【苦情処理措置】</b><br/>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b><br/>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。<br/>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| その他参考となる事項                       | この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。  |